

## 10. 有機農産物生産上使える農薬一覧

### (1) 有機農産物生産上の農薬使用の考え方

有機農産物の日本農林規格（JAS）の中では、有害動植物の防除を「耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより行う」と定義している。そして、農薬の使用は、「農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合」であって、「耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせる方法のみによっては、ほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合に限り使用することができる」と認められているもので、**通常の栽培で恒常的に使って良いとはされていないことに注意する。**

### (2) 有機農産物生産上使用して良い農薬一覧と具体的商品名、用途等について

以下に有機農産物生産上使用して良い農薬について解説した。使用に当たっては登録作物を確認し、登録要件を守って使用する。

農薬の種類	基準・具体的商品名・用途等
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限る。</li> <li>・ピレトリン乳剤の商品としては、パイベニカVスプレーがあり、こまつなのアブラムシ類等の防除に適用がある。</li> </ul>
なたね油乳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としてハツパ乳剤がある。なたね油を90%含有する。</li> <li>・きゅうりのうどんこ病、ハダニ類等の防除に適用がある。</li> </ul>
調合油乳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としてサフオイル乳剤があり、野菜類のうどんこ病、コナジラミ類等の防除に適用がある。</li> </ul>
マシン油エアゾル マシン油乳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マシン油乳剤は、主に果樹のハダニ類・カイガラムシ類等の防除に適用がある。</li> <li>・一般栽培でも普及している。</li> </ul>
デンプン水和剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としては、粘着くん水和剤等があり、果樹類のアブラムシ類等の防除に適用がある。</li> </ul>
脂肪酸グリセリド乳剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としては、サンクリスタル乳剤があり、野菜類のうどんこ病、アブラムシ類、ハダニ類等の防除に適用がある。</li> </ul>
メタアルデヒド粒剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品として、ナメトックスがあり、ナメクジ類、カタツムリ類の防除に適用があるが、捕虫器に使用する場合に限る。</li> </ul>
硫黄くん煙剤 硫黄粉剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄粉剤50は、麦類や野菜類のうどんこ病等の防除に適用がある。</li> </ul>
硫黄・銅水和剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品として、園芸ボルドーがあり、ばれいしょ、豆類、うり類、トマト、なし、ぶどう等に適用がある。</li> </ul>
水和硫黄剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としてイオウフロアブルがあり、りんご、もも、いちご等に適用がある。</li> </ul>
石灰硫黄合剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹の休眠期防除等に使用されている。</li> </ul>
シイタケ菌糸体抽出物液剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗ウイルス剤で、商品としては、レンテミン液剤がある。</li> <li>・きゅうり、すいか、トマトのモザイク病感染防止等に適用がある。</li> </ul>
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸水素ナトリウム水溶剤では、商品として、ハーモメイト水溶剤があり、野菜類やばらのうどんこ病、灰色かび病等の防除に適用がある。</li> <li>・重曹（特定農薬）も炭酸水素ナトリウムである。</li> </ul>
炭酸水素ナトリウム・銅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品としてはジーファイン水和剤があり、野菜類のうどんこ病の防</li> </ul>

農薬の種類	基準・具体的商品名・用途等
水和剤	除等に適用がある。
銅水和剤	・種々のものが多くの作物で普及している。
銅粉剤	・商品としてはZボルドー粉剤DLがあり、水稲、だいず等に適用がある。
硫酸銅、生石灰	・ボルドー剤調整用を使用する場合に限る。 ・一般的に広く普及している。
天敵等生物農薬	・天敵農薬はトマト、いちごで県内でも普及している。 ・商品として、エンストリップ、アフィパール、スパイデックス（以上天敵）、ゼンターリ顆粒水和剤（BT剤）、マスタピース水和剤、ボトキラー水和剤（以上微生物農薬）等がある。
天敵等生物農薬・銅水和剤	・商品として、クリーンカップがあり、野菜類のうどんこ病の防除等に適用がある。
性フェロモン剤	・農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限る。 ・商品として、野菜ではコナガコンープラス等が、果樹ではコンフューザーR等がある。
クロレラ抽出物液剤	・現在商品としては失効している。
混合生薬抽出物液剤	・商品として、アルムグリーンがあり、いちごの初期生育の促進、ばらの挿し木の発根促進等の植物成長調整剤として適用がある。
ワックス水和剤	・現在商品としては失効している。
展着剤	・カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限る。 （現在、カゼインを有効成分とする登録薬剤はない。） ・パラフィンを有効成分とするものでは、商品として、アビオンーE、ペタンV等がある。
二酸化炭素くん蒸剤	・保管施設で使用する場合に限る。
ケイソウ土粉剤	・保管施設で使用する場合に限る。
食酢	・特定農薬
磷酸第二鉄粒剤	・商品としてスラゴがあり、ナメクジ類等の防除に適用がある。
炭酸水素カリウム水溶剤	・商品として、カリグリーンがあり、野菜類のうどんこ病、灰色かび病防除等に適用がある。
炭酸カルシウム水和剤	・銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。 ・商品として、クレフノン等がある。
ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤	・商品として、コロマイト乳剤及びコロマイト水和剤があり、いちご、りんご等のハダニ類等の防除に適用がある。
スピノサド水和剤 スピノサド粒剤	・商品としてスピノエースフロアブル、スピノエース顆粒水和剤等があり、チョウ目害虫等の防除に適用がある。
還元澱粉糖化物液剤	・商品として、ベニカマイルド液剤等があり、野菜類のアブラムシ類及びハダニ類等の防除に適用がある。
次亜塩素酸水	・特定農薬